

当書面は「JPM・VISTA・オープン」が投資信託契約の解約（繰上償還）手続き中であることを投資者にお知らせすることのみを目的としたものであり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。

投資者の皆様へ

## 「JPM・VISTA・オープン」 投資信託契約の解約（繰上償還）（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社設定の追加型証券投資信託「JPM・VISTA・オープン」（以下「当ファンド」といいます。）は、その純資産総額が平成30年4月末現在で約7億円となっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回っている場合には当ファンドの信託契約（以下「当信託契約」といいます。）を解約することができるものと定めています。弊社では、昨今の純資産総額の推移に鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当信託契約を解約（繰上償還）することはやむを得ないと判断いたしました。

したがって、当ファンドの信託約款第45条第1項の規定に基づき、当信託契約を解約（繰上償還）するための法定手続きを現在行っています。

当ファンドの繰上償還については、平成30年8月2日までの期間、平成30年7月2日現在における受益者の皆様（平成30年6月28日の取得申込み分まで）からの、書面による決議に対する議決権の行使を受け付けています。なお、平成30年6月29日以降に当ファンドの受益権の取得のお申込みをいただきました受益者の方は、当該議決権を行使することはできませんので、ご注意ください。

### ① 繰上償還を行う場合

平成30年8月3日に書面による決議を行い、当該決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権総口数の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、平成30年8月20日をもって当ファンドを繰上償還します。なお、その場合でも、当ファンドの受益権の換金（解約）のお申込みは、販売会社において平成30年8月16日まで通常通り受け付けます。

### ② 繰上償還を行わない場合

上記①に記した議決権口数による賛成を得られず、書面による決議が否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合、当ファンドを継続する旨を書面による決議の日以降、速やかに書面にて受益者の皆様にお知らせします。

したがって、当ファンドの受益権の取得のお申込みに際しましては、上記でご説明した当ファンドの繰上償還（予定）の内容を十分ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

平成30年6月

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社